

## 令和2年度 奨学金募集についての案内

### ●東大阪市奨学生 奈良県高等学校等奨学金 兵庫県高等学校教育振興会奨学金

申請希望者は4月27日（月）までに学校に連絡してください。TEL 06-6751-2461（総務部）

#### 東大阪市奨学金（返還義務あり）

新規申し込み（継続の場合は申込不要）

資格	東大阪市在住。向学心に富みながらも、経済的理由により修学が困難であると認められ、かつ在学 学校長に推薦された者であること。 ※高等学校の区分では、生活保護受給中で生業扶助を受けている方は該当しません。
奨学金	月額 13,000円
出願方法	書類学校提出締め切り <b>5月7日（木）</b> （遅れる場合は必ず連絡してください）
提出書類	奨学生願書 家庭状況調査票 推薦調書（学校） ※平成31年1月1日現在、東大阪市に住民票がな い方は「所得関係書類」提出（ホームページで確認してください）
所得基準	課税標準額（課税総所得金額） 424万円以下（3人世帯）、438万円以下（4人世帯）
備考	奨学金（令和2年度）東大阪市のホームページで詳細確認してください。

#### 奈良県高等学校等奨学金（返還義務あり）

新規申し込み（継続の場合は申込不要）

資格	<u>修学支援奨学金</u> 親権者又は未成年後見人が県内在住。向学心に富み、学習態度が良好。経済的理由により、著しく修 学が困難。地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与、又は給付を受けていない人。 <u>育成奨学金</u> 上記項目に学習状況と収入条件あり
奨学金	月額 30,000円（生活保護高等学校等就学費の給付を受けている人17,000円）
出願方法	書類学校提出締め切り <b>5月7日（木）</b> （遅れる場合は必ず連絡してください）
提出書類	申請書 請求書 借用証書 口座振替申出書 申請印確認票 住民票謄本 収入に関する証明書 連帯借受人の印鑑登録証明書 その他（ホームページ参照）
備考	奈良県高等学校等奨学金（令和2年度）のホームページで詳細確認してください。

#### 兵庫県高等学校教育振興会奨学金（返還義務あり）

新規申し込み（継続の場合は申込不要）

資格	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な状況にあり、主として生計を維持する方の収入 が基準額以下であること。申請者の生計を主として維持する保護者等が県内在住
奨学金	奨学金 自宅通学生：30,000円（月額） 自宅外通学生：35,000円（月額）
出願方法	書類学校提出締め切り <b>5月15日（金）</b>
提出書類	申出書 口座振込申出書 振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピー 連帯保証人の印鑑登録証明書（3ヵ月以内に発行された原本） 生計を主として維持する方（所得金額の最も多い方）の所得に関する証明書類
備考	兵庫県高等学校教育振興会奨学金のホームページで詳細確認してください。

- 朝鮮奨学会高校生奨学金、交通遺児育英会奨学生、あしなが高校奨学金（高校奨学生 大学奨学生 専修・各種学校奨学生）、吹田市高等学校等学習支援金については、**ホームページで確認後、各自申請してください。**→申し込みをした場合は、学校に連絡してください。

#### 朝鮮奨学会高校生奨学金

新規申し込み（継続者も申し込み必要）

資格	日本の各高等学校に在学している韓国人・朝鮮人学生（特別永住者証明書・在留カード・外国人登録証明書の国籍表示が韓国もしくは朝鮮である者）。成績優良（原則として前年度の評定平均値が3.0以上）で学費の支弁が困難な者。他の同胞奨学機関から奨学金を受けていない者。 2020年4月1日現在、満25歳未満の者（継続応募者は除く）
奨学金	給付 月額10,000円 給付期間は1年間（2020年4月～2021年3月） ※継続受給を希望する者は、新学年度ごとに再応募し、審査を受けなければならない。

#### あしなが高校奨学金

資格	高等学校在学学生であること。保護者が病気や災害（道路上の交通事故を除く）、自死などで死亡、または1～5級の障害認定を受けており、経済的な援助を必要としている25歳未満の子供であること。
----	--

#### 交通遺児育英会 吹田市高等学校等学習支援金

- 公益信託南海電鉄交通遺児等育英基金 川口交通遺児育英会については、申し込み締め切りが延長されたので、5月7日以降に再度連絡します。

#### 公益信託南海電鉄交通遺児等育英基金（返還義務なし）

資格	大阪府内の高等学校に在籍。保護者が交通事故や偶発的犯罪、その他不測の災害等により死亡、又は重度障害の状態であること。かつ、経済的に就学困難な状態であること。
奨学金	月額 20,000円

#### 川口交通遺児育英会（返還義務なし）

資格	保護者等が交通事故で死亡したり、負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭で、学費の支弁が経済的に困難である者のうち高等学校に在学し、学業、人物ともに優秀な者。
奨学金	月額 20,000円